

金融商品取引業者等検査マニュアル一部改正（新旧対照表）

旧	新
基本的考え方 1. (略) 2. 証券監視委の役割及び金融商品取引業者等のあるべき姿 (1)～(3) (略) (4) リスク管理態勢 金融商品取引業者等（投資助言・代理業を除く。）は、その営む業務に内在する種々のリスクを正確に把握し、これが実現することにより生じ得る損失を適切に管理することが、投資者保護ひいては金融システムの安定に欠かせないことを認識し、自己資本規制比率の適正水準での維持（第一種金融商品取引業者に限る。）や必要なリスク管理態勢を整備すべきである。 (5)・(6) (略) 3. (略) 確認項目 Ⅱ－１－２ 態勢編・第一種金融商品取引業者 (略)	基本的考え方 1. (略) 2. 証券監視委の役割及び金融商品取引業者等のあるべき姿 (1)～(3) (略) (4) リスク管理態勢 金融商品取引業者等は、その営む業務に内在する種々のリスクを正確に把握し、これが実現することにより生じ得る損失を適切に管理することが、投資者保護ひいては金融システムの安定に欠かせないことを認識し、自己資本規制比率の適正水準での維持（第一種金融商品取引業者に限る。）や必要なリスク管理態勢を整備すべきである。 (5)・(6) (略) 3. (略) 確認項目 Ⅱ－１－２ 態勢編・第一種金融商品取引業者 (略)

金融商品取引業者等検査マニュアル一部改正（新旧対照表）

1～4 （略） 5. システムリスク管理態勢 (1)・(2) （略） (3) 安全対策の整備 ・ （略） システムの企画及び開発管理態勢の整備 イ・ロ （略） ハ システムの企画及び開発部門のみならず、利用部門も参画した推進体制が整備されているか。また、システムに関する知識及び技術を有する要員及びシステム化対象業務に精通した要員が参画しているか。適切な要員が在籍していない場合は、外部の専門家を活用する等の方策を採り、実効性のある体制を整えているか。 ニ システム仕様の確認及び決定、受入テストの実施及び検証にはシステムの利用部門が関与しているか。また、顧客や業務への影響が大きいシステムの本番移行に際しては、移行判定計画等に基づき、取締役会等が合理的な判断基準に基づいて移行判定を行っているか。 ホ～ヌ （略） (4)～(8) （略） 6～10 （略）	1～4 （略） 5. システムリスク管理態勢 (1)・(2) （略） (3) 安全対策の整備 ・ （略） システムの企画及び開発管理態勢の整備 イ・ロ （略） ハ システムの企画及び開発部門のみならず、利用部門や法令等担当部門も参画した推進体制が整備されているか。また、システムに関する知識及び技術を有する要員及びシステム化対象業務に精通した要員が参画しているか。適切な要員が在籍していない場合は、外部の専門家を活用する等の方策を採り、実効性のある体制を整えているか。 ニ システム仕様の確認及び決定、受入テストの実施及び検証にはシステムの利用部門や法令等担当部門が関与しているか。また、顧客や業務への影響が大きいシステムの本番移行に際しては、移行判定計画等に基づき、取締役会等が合理的な判断基準に基づいて移行判定を行っているか。 ホ～ヌ （略） (4)～(8) （略） 6～10 （略）
---	---

金融商品取引業者等検査マニュアル一部改正（新旧対照表）

Ⅱ－１－４ 態勢編・投資助言・代理業者 投資助言・代理業者の態勢に関する検査は、有価証券の価値等につき顧客に助言を行う法人又は個人が、法令等に基づき、投資助言・代理業者にふさわしい業務運営を行う態勢を構築しているかについて実態を把握することを目的とする。 1. 内部管理態勢 (新設) 取締役等は、法令等を遵守することが顧客の信頼の維持、向上に資するものであることを理解し、適切な業務運営に努めているか。 <u>取締役等は、勧誘状況や助言内容を検証する体制を構築しているか。</u> <u>内部管理部門の責任者は、投資者保護の観点から、以下の体制を整備しているか。</u> <u>イ 広告や勧誘資料等の審査を行うための体制</u> <u>ロ 特定投資家である顧客を特定するための体制</u> <u>ハ 契約締結前の書面の交付状況を検証するための体制</u> <u>ニ 契約締結時等の書面の交付状況を検証するための体制</u> <u>ホ 適正な苦情処理等を行う体制</u> <u>ヘ 弊害防止措置を遵守するための体制</u>	Ⅱ－１－４ 態勢編・投資助言・代理業者 投資助言・代理業者の態勢に関する検査は、有価証券の価値等につき顧客に助言を行う法人又は個人が、法令等に基づき、投資助言・代理業者にふさわしい業務運営を行う態勢を構築しているかについて実態を把握することを目的とする。 <u>なお、検査においては、投資助言・代理業者における実際の業務内容及び方法により、求められる態勢の水準が異なり得ることに留意するものとする。</u> 1. 内部管理態勢 (1) 経営者の認識 取締役等は、法令等を遵守することが顧客の信頼の維持、向上に資するものであることを理解し、適切な業務運営に努めているか。 ②～⑧ （削る）
---	---

金融商品取引業者等検査マニュアル一部改正（新旧対照表）

<u>ト その他、適切な業務を遂行するための体制</u> <u>内部管理部門の責任者は、上記体制の整備に当たっては、社内規程や管理マニュアル等を策定し取締役会等の承認を受けるとともに、各体制を管理する責任者を定めその権限と責任の明確化を図っているか。</u> <u>内部管理部門の責任者は、顧客管理に関する以下の事項を記載した社内規程等を策定し、取締役会等の承認を受け、役職員に周知を図っているか。</u> <u>イ 顧客属性の把握に関する事項</u> <u>ロ 疑わしい取引等に関する事項</u> <u>ハ 個人情報の保護に関する事項</u> <u>ニ その他、適切な顧客管理に必要な事項</u> <u>内部管理部門の責任者は、営業員管理に関する以下の事項を記載した社内規程等を策定し、取締役会等の承認を受け、役職員に周知を図っているか。</u> <u>イ クーリングオフに関する事項</u> <u>ロ 金融商品の選定（適合性）に関する事項</u> <u>ハ 勧誘及び契約の締結・解除等に関する事項</u> <u>ニ 代理・媒介業務に関する事項</u> <u>ホ 不祥事等発生時の報告及び処理に関する事項</u> <u>ヘ 役職員個人の金融商品取引に関する事項</u> <u>ト 社内処分に関する事項</u> <u>チ その他、適切な営業員管理に必要な事項</u> <u>内部管理部門の責任者は、上記体制の実効性を監視、検証し、社内規程等を含む各体制の必要な見直しを図っているか。また、法令等に</u>	
---	--

金融商品取引業者等検査マニュアル一部改正（新旧対照表）

<u>違反する行為が認められた場合には、責任の明確化を図るとともに、再発防止策等の適切な措置を講じているか。</u> <u>内部管理部門の責任者は、上記のほか、業務に関する帳簿書類や開示資料、当局への報告、届出資料など、法令等で求められる各種管理業務について、適切に管理、機能するための体制を整備しているか。</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	<u>取締役等は、自らが行う他の事業の種類や特性等から、それを優先することにより、金融商品取引業者としての責任や役割を劣後させていないか。</u> <u>取締役会等は、法令等を遵守するため、業務の適切性を検証する体制を構築しているか。特に、システムを利用して有価証券の価値等につき顧客に助言するなどの場合には、システムの管理を含めた検証が行える体制としているか。</u> <u>取締役等は、有価証券の価値等又は金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の助言を行う者として、有価証券や金融商品の価値等に関する知識及び経験を有する者を確保しているか。</u> <u>(2) 内部管理部門の責任者等</u> <u>内部管理部門の責任者は、内部管理の整備等その職務を果たしているか。</u> <u>内部管理部門の責任者は、代表取締役等と密接な連携を図り、内部管理に関する重要情報を把握するシステムを構築しているか。</u> <u>内部管理部門の責任者は、常時、的確にコンプライアンス関連の情報を収集し、掌握しているか。また、掌握した情報の中で法令等の遵守に関する情報については、適切な手段、方法により、役職員に周知を図る方策を講じるとともに、役職員への徹底状況を確認・</u>
---	--

金融商品取引業者等検査マニュアル一部改正（新旧対照表）

<u>（新設）</u>	<u>把握しているか。</u> <u>内部管理部門の責任者は、営業部門等における顧客管理、営業員管理等の適切な管理態勢を整備するとともに、当該営業部門等に生じた不祥事や不適切な業務等について、自らの指揮・監督のもと、改善を図る責務を有することを十分認識し、その実行を担保するための体制を構築しているか。</u> <u>内部管理部門の責任者は、営業部門等における日常の業務運営について点検し、必要な指導を行っているか。</u> <u>(3) 法令等遵守状況の検証等態勢整備</u> <u>内部管理部門の責任者は、公益又は投資者保護を図るとの観点から、以下の体制を整備しているか。</u> <u>イ 広告や勧誘資料等の審査を行うための体制</u> <u>ロ 特定投資家である顧客を特定するための体制</u> <u>ハ 契約締結前の書面の交付状況を検証するための体制</u> <u>ニ 契約締結時等の書面の交付状況を検証するための体制</u> <u>ホ 事故処理の適切性を検証するための体制</u> <u>ヘ 弊害防止措置等の遵守状況を検証するための体制</u> <u>ト 勧誘内容や助言内容を検証するための体制</u> <u>チ その他、業務の適切性を検証するための体制</u> <u>内部管理部門の責任者は、上記体制の整備に当たっては、社内規程や管理マニュアル等を策定し取締役会等の承認を受けるとともに、各体制を管理する責任者を定めその権限と責任の明確化を図っているか。</u> <u>内部管理部門の責任者は、顧客管理に関する以下の事項を記載し</u>
--------------------	--

金融商品取引業者等検査マニュアル一部改正（新旧対照表）

	<u>た社内規程等を策定し、取締役会等の承認を受け、役職員に周知を図っているか。</u> <u>イ 顧客属性の把握に関する事項</u> <u>ロ 疑わしい取引等に関する事項</u> <u>ハ 個人情報の保護に関する事項</u> <u>ニ その他、適切な顧客管理に必要な事項</u> <u>内部管理部門の責任者は、営業員管理に関する以下の事項を記載した社内規程等を策定し、取締役会等の承認を受け、役職員に周知を図っているか。</u> <u>イ 禁止行為に関する事項</u> <u>ロ クーリングオフに関する事項</u> <u>ハ 金融商品の選定（適合性）に関する事項</u> <u>ニ 勧誘及び契約の締結・解除等に関する事項</u> <u>ホ 代理・媒介業務に関する事項</u> <u>ヘ 不祥事等発生時の報告及び処理に関する事項</u> <u>ト 役職員個人の金融商品取引に関する事項</u> <u>チ 社内処分に関する事項</u> <u>リ その他、適切な営業員管理に必要な事項</u> <u>内部管理部門の責任者は、問題が生じた場合の内部管理部門への報告体制を整備しているか。また、これらの体制の実効性を監視、検証し、社内規程等を含む各体制の必要な見直しを図っているか。</u> <u>内部管理部門の責任者は、上記のほか、業務に関する帳簿書類や開示資料、当局への報告、届出資料など、法令等で求められる各種管理業務について、適切に管理、機能するための体制を整備しているか。</u>
--	--

<u>（新設）</u>	<u>(4) 顧客とのトラブル処理態勢の整備</u> <u>取締役会等は、顧客とのトラブルを放置することが役職員による損失補てんなどの不祥事につながるおそれのあることを十分認識し、トラブルが発生した場合の対応を行う部門や処理手続きを明確に定めるなど、迅速かつ適切に処理・対応が行われる体制を整備しているか。</u> <u>取締役等は、研修等により、顧客からの苦情を抱え込まないよう職員を指導しているか。</u> <u>トラブルの対応を行う部門は、各営業員が抱える顧客とのトラブル把握に努め、各営業員等に対し、トラブルが発生した際には速やかにトラブルの対応を行う部門に報告するよう指導しているか。</u> <u>トラブルの対応を行う部門は、顧客からの申し出内容、調査内容及び処理状況等を詳細に記録し、後日、検証が可能となるよう適切に保存しているか。</u>
<u>（新設）</u>	<u>2. リスク管理態勢</u> <u>(1) 取締役等の認識及び役割</u> <u>取締役等は、リスク管理を軽視することが、財務の健全性を損うとともに、企業の信用失墜（レピュテーション）につながり、会社の経営に重大な影響を与えることを十分認識しているか。</u> <u>取締役会等は、会社としてどの程度の収益を目標とし、どの程度のリスクをとるのか、といった戦略目標を明確に定めているか。また、営業部門等の戦略目標は、収益確保を優先するあまり、リスク管理を軽視したものとなっていないか。加えて、当該目標が組織内で周知されているか。特に、適切なリスク管理を行わないまま、短</u>

	<u>期的な収益確保を優先した目標の設定や当該目標を反映した報酬体系の設定を行っていないか。</u> <u>取締役会等は、戦略目標を踏まえてリスク管理の方針を明確に定めているか。また、リスク管理の方針が組織内で周知されるよう、適切な方策を講じているか。加えて取締役会等は、リスク管理の方針を定期的に、あるいは戦略目標に変更が生じた場合など必要に応じて随時に見直しているか。</u> <u>担当取締役等は、リスクの所在及びリスクの種類・特性を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法を理解するとともに、リスク管理の重要性を認識し、適正なリスク管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。</u> <u>取締役会等は、自社が抱えるリスクの種類を明確に把握し、必要なリスク管理態勢を構築しているか。</u> <u>取締役会等は、リスクの種類ごとに管理を行う体制を整備するとともに、全てのリスクを統合して管理できる体制を整備しているか。また、組織体制については、必要に応じ随時見直し、戦略目標の変更やリスク管理手法の発達にあわせて改善を図っているか。</u> <u>取締役会等は、定期的にリスクの状況の報告を受けているか。また、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に反映・活用しているか。</u> <u>取締役会等は、適切なリスク管理を行うため、業務に精通した人材の育成、専担者の配置、その陣容及び人事管理等についての方針を明確に定めているか。</u> <u>取締役会等は、リスク管理部門の権限と責任の明確化を図り、適切なリスク管理を行うための組織体制の整備、見直し及び人員配置</u>
--	---

	<u>等を行う体制を構築しているか。</u> <u>監査役等は、リスク管理に関する取締役会等に出席しているか。</u> (2) <u>リスク管理手法及び規程の整備</u> <u>リスク管理部門の責任者は、リスク管理の方針に沿って、リスクの種類に応じた測定・モニタリング・管理等の手法を構築し、適切なリスク管理のための社内規程を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。また、必要に応じて、リスク管理の方針及びリスク管理のための規程を適時適切に改善するように努めているか。</u> <u>リスク管理手法や社内規程の内容は、営業部門等の戦略目標、あるいは、取り扱っている業務の内容からみて適切なものとなっているか。また、リスク管理業務が日常業務の一部となっているか。</u> <u>リスク管理のための社内規程には、手続き、権限、必要書類及び緊急時の対応策など、各業務の遂行方法を定めているか。また、リスク管理部門は、職員が社内規程を遵守しているかを検証しているか。</u> (3) <u>リスク管理部門の責任者の認識及び役割</u> <u>リスク管理部門の責任者は、リスク管理の重要性を認識し、その所在及び種類・特性を正確に把握しているか。</u> <u>リスク管理部門の責任者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための社内規程に沿って、適切なリスク管理を行うための体制整備を図っているか。</u> <u>リスク管理部門の責任者は、リスク管理手法や組織の有効性を適時適切に検証するとともに、市場の変化やリスク量の増大、取り扱</u>
--	--

金融商品取引業者等検査マニュアル一部改正（新旧対照表）

	<u>う商品の複雑化・多様化等にあわせて、必要に応じ、リスク管理手法を見直しているか。</u> <u>リスク管理部門の責任者は、営業部門等における業務の種類を常に把握し、継続的なリスクの特定と適切な管理手法を構築するための施策を講じているか。特に、新規の業務に取り組む場合には、リスクを特定し、管理に必要なインフラを整備するなど事前に十分な検討・対策を講じているか。なお、特定されたリスクが管理不可能なリスクであった場合には、業務の見直し等を判断し、実行しているか。</u> <u>リスク管理部門の責任者は、取締役会等で定められた方針に基づき、リスク管理担当者の能力を向上させるための研修体制を整備するなど、専門性を持った人材の育成を行っているか。なお、社内においてリスク管理を重視するとの考え方が浸透するよう、適切な方策を講じているか。</u> <u>リスク管理部門は、営業部門等からの影響を受けることなく、リスク管理の方針及びリスク管理のための社内規程に基づき、組織全体のリスク管理態勢の設計・管理の状況を含めたリスク情報について、定期的に又は必要に応じて随時、代表取締役及び取締役会等に報告しているか。</u> <u>リスク管理部門は、経営に重大な影響を与えるリスク情報を網羅するとともに、代表取締役及び取締役会等が適切に評価及び判断できるように分かりやすく、かつ正確に報告しているか。</u> <u>リスク管理部門は、営業部門等への指示事項が適切に実行されているかなどの検証を行っているか。</u>
--	---

<u>（新設）</u>	<u>3. 事務リスク管理態勢</u> <u>(1) 取締役等の認識及び役割</u> <u>取締役等は、全ての業務に事務リスクが存在することを理解し、事務リスクを軽減することの重要性を認識した上で、適切な方を講じているか。また、外部に委託した業務に関する不祥事等であっても、顧客に対しては責任を免れない可能性があることを十分認識して適切な方を講じているか。</u> <u>取締役等は、不祥事等、その他の不適切な業務運営により、訴訟や批判的風評を招き、信用失墜等の不利益を被るおそれがあることを認識し、適切な方を講じているか。</u> <u>取締役等は、業務の一部を外部に委託する場合、これにより生じ得るリスクの種類、程度を十分理解し、これを管理するための適切な方を講じているか。また、委託先の選定や委託契約の内容等により、リスクの種類や程度が異なることを理解した上で、具体的な対応策を検討しているか。</u> <u>(2) 管理体制の整備</u> <u>リスク管理部門の責任者は、事務リスクを軽減することの重要性を認識し、他の部門等に事務リスク軽減の重要性及び軽減のための方を認識させるなど、適切な方を講じているか。また、事務リスクを把握するに当たっては、業務上の損失の潜在的規模や発生可能性等を分析するなど、リスクを適切に評価しているか。</u> <u>事務部門は、業務内容についての分析を行い、事務リスクの所在を確定し、そのリスクを軽減するような社内規程等を整備しているか。また、事務処理ミス等が生じた場合に備えた規程を整備してい</u>
--------------------	---

<u>（新設）</u>	<u>るか。</u> <u>外部に委託している業務についてリスク管理が十分できるような体制（リスクの認識・評価・報告体制及び是正等）を契約等によって構築しているか。</u> <u>リスク管理業務の従事者は、社内規程等の遵守状況やリスクが内在する業務の適切性についてチェックを行っているか。</u> <u>精査・検印担当者自身が業務に追われ、形式的、表面的なものとならないよう、精査・検印の実効性を確保するための方策を講じているか。</u> <u>社内規程外の取扱いを行う場合には、事務部門及び関係業務部門と連携の上、必ず内部管理部門の指示等に基づいた処理をしているか。</u> <u>4. システムリスク管理態勢</u> <u>(1) システムリスクに対する認識等</u> <u>業務基盤がシステムにより担われている金融商品取引業者にあつては、取締役会等において、システムの特性や業務における利用環境及びシステム運用環境等より想定されるリスクの種類と所在を認識し、リスクが顕在化した際の影響を把握するとともに、影響度に応じた管理方針を定めているか。</u> <u>(2) 適切なシステムリスク管理態勢の確立</u> <u>システム管理部門の責任者は、システム運営上の損失の潜在的規模や発生可能性等を分析し、システムリスクを適切に評価しているか。</u>
--------------------	--

	<u>取締役会等は、システムリスク管理の方針を適切かつ明確に定めているか。システムリスク管理の方針には、情報セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び外部委託管理に関する方針が含まれているか。また、管理方針に基づき、具体的な対応部署及びその役割と責任等を定め、定期的又は随時に、管理状況等の報告を受ける体制を構築しているか。</u> <u>システム管理部門の責任者は、会社が認識しているリスクについて、具体的な管理基準や手順等を定めた管理規程を策定し取締役会等の承認を受けるとともに、対応部署の役割と責任において適切な管理を行う体制を整備しているか。</u> <u>取締役会等は、会社が認識しているリスクに係る問題点を把握するための報告体制を整備し、適切な意思決定等を行うための指針を定め、これに沿った迅速な対応を図る体制を整備しているか。</u> <u>取締役会等は、会社を取り巻く環境の変化に応じ、リスクの再評価とこれに対応するための適切な組織（役割と責任等）、管理規程等を適宜見直すことにより、実効性が維持される体制を構築しているか。</u> (3) <u>安全対策の整備</u> <u>情報セキュリティ管理態勢の整備</u> イ <u>取締役会等は、コンピュータシステムにより管理される情報資産の漏えいや不正使用等を防止し、金融商品取引業者や顧客が損失を被るリスクを低減するため、情報セキュリティ管理部署及びその役割と責任を定めるなど、情報セキュリティ管理態勢を整備しているか。また、情報セキュリティ管理の対象となる情報資産</u>
--	--

	<u>について、種類や所在を具体的に記載した規程が制定され、情報資産が明確化されているか。</u> ロ <u>情報セキュリティ管理部署の責任者は、情報セキュリティに係る全社的な管理体制を明確にするとともに、情報資産の主管部署・担当者に対して適切な牽制機能が働くよう、リスクに配慮した適切な体制を維持しているか。</u> ハ <u>情報セキュリティ管理部署の責任者は、外部委託先等を含め、重要な情報セキュリティ管理手続を定めるとともに、実施状況の検証を通じて、実効性を確保しているか。</u> ニ <u>全役職員（契約社員、パート社員等を含む。）及び外部委託先等の業務従事者に対し、情報セキュリティ意識の向上、不正の抑止及び防止に向けた情報セキュリティに係る研修が実施され、定期的に社内規程・規則や管理手続等の周知徹底が図られているか。</u> ホ <u>情報資産のリスク状況等を踏まえ、建物への侵入防止設備等の物理的方法やシステムへの利用者パスワードの設定等による論理的方法により、適切なアクセス管理等が実施され、管理状況が点検されているか。また、重要な情報資産を有するシステム等へのアクセス状況が記録され、不正アクセスや情報漏えいの有無等が点検されているか。さらに、顧客や業務への影響が大きいシステムについては、アクセス状況の監視を通じ、サイバー攻撃等による影響が点検されているか。</u> ヘ <u>障害・事故・犯罪等に関する情報セキュリティ上の問題について、その発生認識、顧客対応、暫定的対応、原因分析、再発防止等に係る対応が規程等に基づき、適切に実施され、定期的に取締</u>
--	--

	<u>役会等へ報告が行われているか。</u> <u>ト 障害・事故・犯罪等に関する情報セキュリティ上の問題について、顧客等に対して適時に情報が開示され、適切な対応が行われているか。その際、必要に応じて発生時及び適時に取締役会等への報告が行われているか。また、当局への報告は適切に実施されているか。</u> <u>システムの運用及び保守管理態勢の整備</u> <u>イ システム管理部門の責任者は、業務基盤となるシステムが安全かつ安定的に稼動するために、その阻害要因となるリスクの種類と所在を把握し、リスクを顕在化させない、又は、顕在化した際にその影響を最小限に留めるための管理方針を定めているか。</u> <u>ロ システム管理部門の責任者は、上記の管理方針に基づく安全管理基準を定め、予防保全の観点から定期的なシステムの点検を実施しているか。また、その記録を残しているか。</u> <u>ハ システム管理部門の責任者は、上記の管理方針に基づき、システム管理部門の役割と責任を明確にし、（ハード、ソフト、データ及びネットワーク等に係る）必要な知識及び技術を有した要員を安全管理者として割当てるとともに、システム運用担当とシステム開発担当の相互牽制体制を構築するなど、リスクの顕在化を防止するために、管理体制を統制しているか。適切な要員が在籍していない場合は、外部の専門家を活用する等の方策を採り、実効性のある体制を整えているか。</u> <u>ニ 安全管理に必要な容量や処理能力等を含めたシステムが稼動する環境の点検項目や手順等及び発生した問題点の管理手順等については、社内規程やマニュアルとして定めるとともに、実効</u>
--	---

	<u>性を図るとの観点から、適宜、必要な見直しを行っているか。</u> <u>ホ 安全管理のための点検が社内規程やマニュアル等に基づき定期的（年次、四半期、月次及び日次等）に実施されており、点検の状況や結果についての記録を保存することにより、その内容を事後的に検証する等の方策がとられているか。</u> <u>システムの企画及び開発管理態勢の整備</u> <u>イ システムの企画に際しては、経営計画及び組織の基本方針を踏まえ、システム活用の目的が明確にされているか。</u> <u>ロ システム計画については、取締役会等における組織の意思決定の手順に則り、承認されているか。承認に際しては、意思決定に必要な情報（期待される効果、導入時期、導入に伴うリスク及び必要なリソース（投資額及び組織体制）等）が明示され、取締役会等の十分な理解と必要な議論・検討が行える手順が取られているか。</u> <u>ハ システムの企画及び開発部門のみならず、利用部門も参画した推進体制が整備されているか。また、システムに関する知識及び技術を有する要員及びシステム化対象業務に精通した要員が参画しているか。適切な要員が在籍していない場合は、外部の専門家を活用する等の方策を採り、実効性のある体制を整えているか。</u> <u>ニ システム仕様の確認及び決定、受入テストの実施及び検証にはシステムの利用部門が関与しているか。また、顧客や業務への影響が大きいシステムの本番移行に際しては、移行判定計画等に基づき、取締役会等が合理的な判定基準に基づいて移行判定を行っているか。</u>
--	--

	<u>ホ システムの企画及び開発における成果物について標準を定め、その確認方法や手順、判断基準等を開発基準書として文書化し、関係者へ周知徹底しているか。</u> <u>ヘ システム企画においては、システムの導入に伴う業務への影響を認識し、導入後に混乱が生じないよう導入計画が検討されているか。また、導入時期は、営業を優先した無理なスケジュールとしていないか。更に、運用や保守についても検討されているか。</u> <u>ト 開発するシステムの特性を考慮し、開発に伴い想定されるリスクを認識し、開発工程における管理項目として、開発中、継続的な状況把握を行える仕組みを設けているか。また、認識しているリスクの顕在化を想定した検討体制や意思決定手順など、対応方針が明確にされているか。</u> <u>チ システムの設計に際しては、想定される利用環境及び業務における重要度を勘案し、移植性、信頼性、効率性、使用性、検証性、理解容易性、変更容易性等の品質特性を検討し、確保すべき品質が明確にされているか。また、その品質を確保するための方策を検討するなど、実現可能な開発体制が整備されているか。</u> <u>リ 新技術の採用に際しては、採用実績等や懸念されるリスクを認識しているか。また、普及安定期に入った技術に関しては、システム納入ベンダーのサポート期間や陳腐化リスクについても考慮しているか。</u> <u>ヌ 開発及び予算の進捗状況、また、各工程における品質の状況に関する報告体制を明確にし、適切な情報収集と必要な対応ができる体制を構築しているか。</u>
--	---

	(4) システム統合 <u>取締役会等は、システム統合リスクについて十分認識し、そのリスク管理態勢を整備するとともに、必要な情報について役職員への周知徹底を図っているか。</u> <u>テスト体制を整備しているか。また、テスト計画はシステム統合に伴う開発内容に適合したものとなっているか。</u> <u>業務を外部委託する場合であっても、会社自らが関与する体制を構築しているか。</u> <u>システム統合に係る重要事項の判断に際して、システム監査人等外部の専門家等による評価を活用しているか。</u> <u>不測の事態に対応するため、コンティンジェンシープラン等を整備しているか。</u> (5) 障害発生時の対応 <u>障害等の発生に備え、公益又は投資者保護の観点から速やかな復旧が図られるよう、復旧手順及び方策について標準化を図っているか。また、障害等の発生を想定した業務の継続や復旧作業の訓練を行うなど、実効性のあるものとなっているか。</u> <u>システム障害等発生時に適切かつ速やかな対応が行えるよう、システムに精通した要員を育成し、かつ、必要な際の連絡手段を確保しているか。</u> <u>システム障害等発生時に、顧客に無用な混乱を生じさせないため、情報の開示範囲や基準に加え、必要な手順及び手段等を定めているか。</u> <u>会社システムに精通した要員が在籍していない場合は、システ</u>
--	--

	<u>ム納入ベンダー等との間に必要な保守契約を締結する等の方策を講じているか。</u> <u>システム障害の内容を記録し、定期的に又は必要に応じて随時に、システム納入ベンダー等の専門家を交え、障害の根本的な原因の究明及び対策について検討し、抜本的な改善を図ることにより再発防止に努めているか。なお、障害の全体的な発生状況・原因等についての分析を通じた再発防止策の実施を含む。</u> <u>障害発生時や復旧時及び原因解明時等において、速やかに当局に報告する体制が整備されているか。</u> <u>(6) コンティンジェンシープラン</u> <u>障害の発生を想定し、復旧の必要性及び緊急性を考慮して全ての業務に優先度を定めるとともに、障害の程度や原因等に応じた目標復旧時間や復旧手順及び方策を明示しているか。また、サイバー攻撃等については、的確に状況を把握し、攻撃による被害の拡大を防止するための体制を構築した上で、当局への報告や関係機関との連携を含めた対応手順や方策を具体化しているか。</u> <u>非常事態の定義、意思決定の手順及び意思決定者不在の時の代替者の責任と役割等を明確にしているか。</u> <u>障害発生を想定した定期的な訓練等によりコンティンジェンシープランの実効性に係る検証を行っているか。</u> <u>会社を取り巻く環境の変化や組織の変更、要員の異動等をコンティンジェンシープランに反映させるよう、適宜、必要な見直しを図っているか。</u> <u>非常事態発生時の顧客に対する情報の開示について、手順や手段</u>
--	---

	<u>等を定めているか。</u> <u>大規模地震等の広域災害を考慮し、役職員の安否確認の方法と手順を策定しているか。また、オフィス等の設備が利用できない場合の業務継続について考慮しているか。</u> (7) <u>外部委託管理</u> <u>外部委託に係る管理体制</u> <u>イ 業務委託を行う目的及び効果を明確にしているか。</u> <u>ロ 業務委託を行うことによるリスクを認識し必要な対応を検討しているか。</u> <u>ハ 業務委託を行う対象業務、会社の役割と責任、対応部署及び管理責任者を明確にしているか。</u> <u>業者評価基準と定期的評価</u> <u>イ 委託先の選定基準を定め、リスク管理の観点から当該基準に基づく選定が行われているか。</u> <u>ロ 委託先の評価基準を定め、リスク管理の観点から当該基準に基づく評価が行われているか。また、委託業務の内容を分析し、問題がある場合は必要な対応を行っているか。</u> <u>委託先との契約</u> <u>業務委託を行うことによるリスクを認識し、契約において機密保持、再委託条項、監査権限、サービスレベル及び紛争解決方法等を明確に定めているか。</u> <u>委託業務の管理</u> <u>イ 委託先における事故、不正等の防止及び機密保持等の対策の実施状況を会社として把握し、必要な措置を講じているか。</u>
--	--

	<u>ロ 運用及び保守に係る業務委託については、契約で定めたサービスレベルが保障されていることを会社として確認しているか。</u> <u>ハ 開発に係る業務委託については、</u> <u>a. 利用部門の承認を得た要求仕様を書面にて明確に定義し、委託先へ提示しているか。</u> <u>b. 品質及び進捗状況を把握し、必要な対策を講じているか。</u> <u>c. 利用部門が受入テストに参加し、検収条件を定めるなど品質を確認しているか。</u> <u>(8) システム監査</u> <u>システム監査の実施</u> <u>イ システムに精通した監査要員による定期的なシステム監査を行っているか。</u> <u>ロ 会社組織内部にシステムに精通した監査要員が在籍していない場合は、外部の専門家を活用する等により、システム監査を実施しているか。なお、外部の専門家を活用する場合にも、会社が認識しているシステムリスクに関する問題点の洗い出しと、継続的に改善を図るとの目的が達成できる監査体制としているか。</u> <u>ハ 会社が認識しているシステムリスクに基づき、監査の重点項目や監査計画を定め、これに沿った適切な監査を実施しているか。</u> <u>ニ システム監査に係る基準を設け、会社が認識しているシステムリスクの種類と所在に応じた監査手法を確立し、実効性がある監査を行っているか。</u> <u>ホ 監査の対象は、会社が認識しているシステムリスクに係る業務全般をカバーしているか。また、会社の認識漏れ等についても検</u>
--	--

(新設)	証しているか。更に、監査結果が速やかに取締役会等に報告される体制を整備しているか。 <u>問題点の是正</u> 取締役会等は、監査結果の報告により把握した問題点についての対応指針を定め、是正のために必要な意思決定を行い、対応部署に必要な指示を行っているか。また、内部監査部門は、問題点の改善の進捗状況を適切に確認し、その後の内部監査計画に反映するとともに、取締役会等に報告しているか。
2. (略)	5. 監査等態勢 内部監査部門は、営業部門等が作成した自主点検等の実施要領等を確認しているか。 営業部門等自身による自主点検等は、実施要領等に基づき、実効性ある検査を実施しているか。 営業部門等は、自主点検等の結果等（事務処理ミスの頻度、重要性、原因、改善策及び改善結果等を含む。）について、内部管理部門等に対して、定期的かつ必要に応じて報告するとともに、経営に重大な影響を与えるような問題については、必要に応じ、取締役会等に報告する体制を整備しているか。 内部監査の対象とできない外部に委託した業務については、当該業務の所管部門等における管理状況等を監査対象としているか。 6. (略)

金融商品取引業者等検査マニュアル一部改正（新旧対照表）

Ⅱ－２－１ 業務編・共通項目 （略） １． （略） ２． 内部管理 （１）・（２） （略） （３） 書面の交付状況 ①～⑨ （略） <u>（新設）</u> （４） （略） ３～５ （略）	Ⅱ－２－１ 業務編・共通項目 （略） １． （略） ２． 内部管理 （１）・（２） （略） （３） 書面の交付状況 ①～⑨ （略） <u>増資公表後、新株等の発行価格決定までの間に空売りを行った場合は、当該増資に応じて取得した新株等により空売りに係る借入れポジションの解消を行ってはならないこと等について、新株等の割当て前に、あらかじめ、顧客に対し書面等により適切に通知しているか。</u> <u>契約締結前交付書面の交付に関し、金融ＡＤＲ制度についての説明を行っているか。</u> <u>また、顧客から苦情の申出があった場合には、真摯な対応をとるとともに、当事者間の話し合いでは顧客の理解が得られない場合や、損害賠償金額の確定が困難である場合には、改めて金融ＡＤＲ制度について説明するなど、適切な対応をしているか。</u> （４） （略） ３～５ （略）
--	---

金融商品取引業者等検査マニュアル一部改正（新旧対照表）

Ⅱ－２－２ 業務編・第一種金融商品取引業者 （略） 1. 営業姿勢等 (1) 適合性の原則 （略） 顧客の投資意向及び投資経験等の顧客属性について、顧客カード等による適切な管理が行われているか。 顧客の資金性格に合わない商品を勧誘していないか。例えば、老後資金で安定的な利息収入を希望する顧客に対し、短期のキャピタルゲイン狙い（ハイリスク）の取引を勧誘していないか。 ・ （略） (2) 勧誘状況 ①～④ （略） <u>（新設）</u>	Ⅱ－２－２ 業務編・第一種金融商品取引業者 （略） 1. 営業姿勢等 (1) 適合性の原則 （略） 顧客の投資意向及び投資経験等の顧客属性について、顧客カード等による適切な管理が行われているか。 <u>また、顧客の投資目的及び投資意向について、その変化を把握し、その内容につき顧客の確認が得られた場合には適時に顧客カード等の登録内容の変更を行い、顧客と変更内容を共有するなど、顧客属性等に即した適切な勧誘に努めているか。</u> 顧客の投資意向や資金性格に合わない商品を勧誘していないか。例えば、老後資金で安定的な利息収入を希望する顧客に対し、短期のキャピタルゲイン狙い（ハイリスク）の取引を勧誘していないか。 <u>また、元本の安全性を重視するとしている顧客に対して、通貨選択型ファンドなどのリスクの高い商品を販売する場合には、管理職による承認制とするなどの慎重な販売管理を行っているか。</u> ④・⑤ （略） (2) 勧誘状況 ①～④ （略） <u>市場動向の急変や市場に重大なインパクトを与える事象の発生が、投資信託の基準価額に重大な影響を与えた場合において、顧客に対して適時適切な情報提供に努め、顧客の投資判断をきめ細かく</u>
---	--

金融商品取引業者等検査マニュアル一部改正（新旧対照表）

⑤～⑩ （略） (3)～(5) （略） 2・3 （略） 4. 投信営業 (1) 勧誘・取引実態の把握 不適正な取引実態の有無を把握するため、以下の項目等について顧客取引の実情の検証を行う。 ～⑦ （略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> 5. デリバティブ営業等 (1)・(2) （略）	<u>サポートしているか。</u> ⑥～⑪ （略） (3)～(5) （略） 2・3 （略） 4. 投信営業 (1) 勧誘・取引実態の把握 不適切な取引実態の有無を把握するため、以下の項目等について顧客取引の実情の検証を行う。 ①～⑦ （略） <u>投資信託の分配金に関して、分配金の一部又は全てが元本の一部払戻しに相当する場合があることを、顧客に分かり易く説明しているか。また、顧客に対して、分配金が預金利息と同様のものであるなどの不適切な説明を行っていないか。</u> <u>通貨選択型ファンドについては、投資対象資産の価格変動リスクに加えて複雑な為替変動リスクを伴うことから、通貨選択型ファンドへの投資経験が無い顧客への投資勧誘においては、顧客が商品特性・リスク特性について理解できるよう説明し、その上で顧客から、説明内容について理解した旨の確認書を受け入れ、これを保存するなどの措置をとっているか。</u> 5. デリバティブ営業等 (1)・(2) （略）
---	---

(3) 勧誘資料 <u>デリバティブ取引に関して、取引経験が浅い顧客にデリバティブ商品等を販売する場合には、その商品内容やリスクについて、例示等（最良のシナリオのものだけでなく、最悪のシナリオを想定した想定最大損失額を含む。）も入れ、取引の概要や取引に係る損失の危険に関する事項その他顧客の注意を喚起すべき事項を記載した書面を交付するなどの方法により、十分に説明しているか。特に顧客自身がリスクを負っている商品の販売に当たっては、必要に応じて取引先から説明を受けた旨の確認を行っているか。</u> — デリバティブ取引の販売に係る契約を締結しようとするとき（店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売を行う場合を含む。）には、日本証券業協会自主規制規則「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」及び金融先物取引業協会自主規制規則「金融先物取引業務取扱規則」を踏まえ、イ 不招請勧誘規制の適用関係、ロ リスクに関する注意喚起、ハ トラブルが生じた場合の指定ADR機関等の連絡先等を分かりやすく大きな文字で記載した簡明な文書（注意喚起文書）を配布し、顧客属性等に応じた説明を行うことにより、顧客に対する注意喚起を適切に行っているか。また、その実施状況を適切に確認できる態勢となっているか。 <u>店頭デリバティブ取引の販売に係る契約を締結しようとするとき（店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売を行う場合を含む。）には、その商品内容、リスク、中途解約及び解約清算金について、具体的に分かりやすい形で解説した書面を交付する等の方法により、適切かつ十分な説明をしているか（なお、各々の事項の説明においては、最悪のシナリオを想定した想定最大</u>	(3) 勧誘資料等の適切性 <u>（削る）</u> — デリバティブ取引の販売に係る契約を締結しようとするとき（店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売を行う場合を含む。）には、日本証券業協会自主規制規則「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」及び金融先物取引業協会自主規制規則「金融先物取引業務取扱規則」を踏まえ、イ 不招請勧誘規制の適用関係、ロ リスクに関する注意喚起、ハ トラブルが生じた場合の指定ADR機関等の連絡先等を分かりやすく大きな文字で記載した簡明な文書（注意喚起文書）を配布し、顧客属性等に応じた説明を行うことにより、顧客に対する注意喚起を適切に行っているか。また、その実施状況を適切に確認できる態勢となっているか。 <u>（削る）</u>
--	---

金融商品取引業者等検査マニュアル一部改正（新旧対照表）

<u>損失額や解約清算金等に係る説明が含まれているか。）。</u>	
<u>（新設）</u>	<u>通貨オプション取引・金利スワップ取引等を行う店頭デリバティブ取引業者の説明責任に関して、以下の項目等について検証を行う。</u>
<u>（新設）</u>	<u>イ 店頭デリバティブ取引に係る契約を締結しようとするとき（店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売を行う場合を含む。下記ロ～トについても同じ。）には、当該店頭デリバティブ取引の対象となる金利指標等の水準等（例えば、ボラティリティや内外金利の水準など）に関する最悪のシナリオを想定した想定最大損失額について、具体的に分かりやすい形で解説した書面を交付する等の方法により、適切かつ十分な説明をしているか。</u>
<u>（新設）</u>	<u>ロ 店頭デリバティブ取引に係る契約を締結しようとするときには、当該店頭デリバティブ取引の対象となる金利指標等の水準等（例えば、ボラティリティや内外金利の水準など）に関する最悪のシナリオを想定した解約清算金の試算額について、具体的に分かりやすい形で解説した書面を交付する等の方法により、適切かつ十分な説明をしているか。</u>
<u>（新設）</u>	<u>ハ 上記イ・ロにおける金利指標等の水準等に関する最悪のシナリオは、過去のストレス時のデータ等合理的な前提を踏まえ設定されたものとなっているか。</u>
<u>（新設）</u>	<u>ニ 上記イ・ロにおける算定において使用する金利指標等の水準等は、市場環境等の変化を踏まえ、適時・適切に見直しがなされているか。</u>
<u>（新設）</u>	<u>ホ 店頭デリバティブ取引において、顧客が許容できる損失額、解</u>

金融商品取引業者等検査マニュアル一部改正（新旧対照表）

<u>（新設）</u> ― 店頭デリバティブ取引の販売に係る契約を締結しようとするとき（店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売を行う場合を含む。）には、日本証券業協会自主規制規則「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」及び金融先物取引業協会自主規制規則「金融先物取引業務取扱規則」を踏まえ、当該取引に係る重要な事項等を顧客が理解し、顧客の判断と責任において取引を行う旨の確認を得るため、確認書を徴求しているか。 (4) （略） 6～14 （略） Ⅱ－２－３ 業務編・第二種金融商品取引業者 （略）	<u>約清算金額を実質的に確認し、想定最大損失額及び解約清算金額と対比するなどの確認をしているか。また、最悪のシナリオに至らない場合でも許容額を超える損失を被る可能性がある場合は、顧客が理解できるよう説明しているか。</u> <u>ヘ 想定最大損失額や解約精算金額については、顧客が取引を行うに当たって重要な判断要素となることから、想定最大損失額又は解約清算金額を顧客に示す際には、当該取引自体に発生する想定最大損失額又は解約清算金額が明らかとなるように示しているか。例えば、顧客特有の事情により当該取引と密接に関係する他の取引を行っている場合には、当該他の取引に係る想定最大損失額等を別途記載するなど、その明確化が図られているか。</u> <u>ト 店頭デリバティブ取引の販売に係る契約を締結しようとするときには、日本証券業協会自主規制規則「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」及び金融先物取引業協会自主規制規則「金融先物取引業務取扱規則」を踏まえ、当該取引に係る重要な事項等を顧客が理解し、顧客の判断と責任において取引を行う旨の確認を得るため、確認書を徴求しているか。</u> (4) （略） 6～14 （略） Ⅱ－２－３ 業務編・第二種金融商品取引業者 （略）
---	---

1. 営業姿勢等 (1) 適合性の原則 （略） 顧客の投資意向及び投資経験等の顧客属性について、顧客カード等による適切な管理が行われているか。 顧客の資金性格に合わない商品を勧誘していないか。例えば、老後資金で安定的な利息収入を希望する顧客に対し、短期のキャピタルゲイン狙い（ハイリスク）の取引を勧誘していないか。 ～⑥ （略） (2) 勧誘状況 ①～④ （略） <u>（新設）</u> ⑤～⑩ （略）	1. 営業姿勢等 (1) 適合性の原則 （略） 顧客の投資意向及び投資経験等の顧客属性について、顧客カード等による適切な管理が行われているか。 <u>また、顧客の投資目的及び投資意向について、その変化を把握し、その内容につき顧客の確認が得られた場合には適時に顧客カード等の登録内容の変更を行い、顧客と変更内容を共有するなど、顧客属性等に即した適切な勧誘に努めているか。</u> 顧客の投資意向や資金性格に合わない商品を勧誘していないか。例えば、老後資金で安定的な利息収入を希望する顧客に対し、短期のキャピタルゲイン狙い（ハイリスク）の取引を勧誘していないか。<u>また、元本の安全性を重視するとしている顧客に対して、通貨選択型ファンドなどのリスクの高い商品を販売する場合には、管理職による承認制とするなどの慎重な販売管理を行っているか。</u> ④～⑥ （略） (2) 勧誘状況 ①～④ （略） <u>市場動向の急変や市場に重大なインパクトを与える事象の発生が、投資信託の基準価額に重大な影響を与えた場合において、顧客に対して適時適切な情報提供に努め、顧客の投資判断をきめ細かくサポートしているか。</u> ⑥～⑪ （略）
---	--

金融商品取引業者等検査マニュアル一部改正（新旧対照表）

(3)～(5) （略） (6) 過当な売買取引等 社内管理資料や大口取引顧客等の資料を参考にし、顧客の資力と比較して過当な数量や頻度の高い売買、資金性格及び顧客の属性等を勘案して特異な取引顧客を選定し、以下の項目等について検証を行う。 ～⑦ （略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>⑧～⑩</u> （略） 2 ～ 3 （略） Ⅱ－2－4 業務編・投資助言・代理業者 （略）	(3)～(5) （略） (6) 過当な売買取引等 社内管理資料や大口取引顧客等の資料を参考にし、顧客の資力と比較して過当な数量や頻度の高い売買、資金性格及び顧客の属性等を勘案して特異な取引顧客を選定し、以下の項目等について検証を行う。 ①～⑦ （略） <u>投資信託の分配金に関して、分配金の一部又は全てが元本の一部に払戻しに相当する場合があることを、顧客に分かり易く説明しているか。また、顧客に対して、分配金が預金利息と同様のものであるなどの不適切な説明を行っていないか。</u> <u>通貨選択型ファンドについては、投資対象資産の価格変動リスクに加えて複雑な為替変動リスクを伴うことから、通貨選択型ファンドへの投資経験が無い顧客への投資勧誘においては、顧客が商品特性・リスク特性について理解できるよう説明し、その上で顧客から、説明内容について理解した旨の確認書を受け入れ、これを保存するなど措置をとっているか。</u> <u>⑩～⑫</u> （略） 2 ～ 3 （略） Ⅱ－2－4 業務編・投資助言・代理業者 （略）
---	--

金融商品取引業者等検査マニュアル一部改正（新旧対照表）

1. (略) 2. 内部管理 (1) 法制上の手続き 投資助言・代理業のみを行う者は、法令に定める営業保証金を主たる営業所又は事務所の最寄の供託所に供託するとともに、その旨を当局に届け出た後に営業を開始しているか。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> Ⅱ－２－５ 業務編・投資運用業者 (略) 1. 投資運用業 (1)・(2) (略) (3) 運用の適切性 取引の公正性 イ～リ (略) ヌ 運用財産について、特定資産の取得又は譲渡等が行われたときは、<u>自社、その親法人等又は子法人等及び受託会社以外の政令で定める者に当該特定資産等の価格等を調査させているか。また、その調査する資産が不動産であるときは、不動産鑑定士による鑑</u>	1. (略) 2. 内部管理 (1) 法制上の手続き — 投資助言・代理業のみを行う者は、法令に定める営業保証金を主たる営業所又は事務所の最寄の供託所に供託するとともに、その旨を当局に届け出た後に営業を開始しているか。 <u>業務に関する帳簿書類等の作成、保存又は提出は、法令等に基づき適切に行われているか。</u> <u>法令に規定する承認又は届出等の手続きは適切に行われているか。</u> Ⅱ－２－５ 業務編・投資運用業者 (略) 1. 投資運用業 (1)・(2) (略) (3) 運用の適切性 取引の公正性 イ～リ (略) ヌ <u>投資信託委託会社は、運用資産について、特定資産（土地若しくは建物又はこれらに関する賃借権若しくは地上権等）の取得又は譲渡が行われたときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定資産に係る不動産の鑑定評価を、不動産鑑定士であって利害</u>
--	---

金融商品取引業者等検査マニュアル一部改正（新旧対照表）

<u>定評価を踏まえて調査しているか。</u> <u>（新設）</u> ②～⑥ （略） (4) 説明義務 ①～⑥ （略） <u>（新設）</u> (5) 不動産投資信託等 （略） 運用管理 イ・ロ （略） ハ <u>資産の運用を行う投資法人について、特定資産の取得又は譲渡等が行われたときは、当該投資法人、親法人等又は子法人等及びその資産保管会社以外の弁護士、公認会計士又は不動産鑑定士など、法令で定める第三者に当該特定資産の価格等を調査させているか。また、その調査をする資産が不動産であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査しているか。</u> <u>（新設）</u>	<u>関係人等でないものに行わせているか。</u> <u>ル 投資信託委託会社は、運用資産について、特定資産（上記又における特定資産及び上場有価証券等、内閣府令で定める資産を除く。）の取得又は譲渡等が行われたときは、自社、その利害関係人等及び受託会社以外の者であって政令で定めるものに当該特定資産の価格等を調査させているか。</u> ②～⑥ （略） (4) 説明義務 ①～⑥ （略） <u>投資信託委託会社は、運用を行う投資信託について、市場動向の急変時や市場に重大なインパクトを与える事象の発生時において、運用状況等に関するレポートを速やかに作成し、当該投資信託を販売する金融商品取引業者等に提供しているか。</u> (5) 不動産投資信託等 （略） 運用管理 イ・ロ （略） ハ <u>資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人について、特定資産（土地若しくは建物又はこれらに関する賃借権若しくは地上権等）の取得又は譲渡が行われたときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定資産に係る不動産の鑑定評価を、不動産鑑定士であって利害関係人等でないものに行わせているか。</u> ニ <u>資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人について、特定資</u>
---	---

金融商品取引業者等検査マニュアル一部改正（新旧対照表）

三 （略） （略） (6) （略） 2 ～ 3 （略）	<u>産（上記ハにおける特定資産及び上場有価証券等、内閣府令で定める資産を除く。）の取得又は譲渡等が行われたときは、当該投資法人、その資産運用会社（その利害関係人等を含む。）及びその資産保管会社以外の者であって政令で定めるものに当該特定資産の価格等を調査させているか。</u> ホ （略） （略） (6) （略） 2 ～ 3 （略）
---	---